

# 「石綿給付金」期限迫る

## 18～20日 支援団体が電話相談

アスベスト（石綿）による健康被害で死亡した労働者の遺族らを対象とした、石綿救済法に基づく特別遺族給付金の申請期限となる27日を前に、患者支援団体は18～20日に緊急電話相談会を開く。同団体は、給付の対象となる可能性がある人は約2万人（道内約千人）と推計しており、相談を呼び掛けている。

（小森美香）

特別遺族給付金は、死後5年の時効で労災保険の給付が消滅した遺族を救済する措置。年240万円の特別遺族年金か、1200万円の特別遺族一時金が支払われる。石綿救済法は20

06年に施行され、申請期限の延長など2回にわたって改正されたが、今年3月27日に申請期限を迎える。厚生労働省によると、20年度末時点で給付を受けたのは全国1629人。19年

には、アスベスト特有のがんの一種「中皮腫」で1973年に死亡した男性の道内の遺族に給付金が支払われるなど、死亡から長期間経過していても認定されるケースもある。

現在、申請中の札幌市の女性（72）は13年、夫を肺がんにより66歳で亡くした。夫は15歳のときから断熱材などを扱う工事に携わってきたが、30代後半からぜんそくなどを患い、50代で在宅酸素療法が必要になるな

ど症状が悪化。女性は「アスベストが関係しているのではないかと、ずっと引っかかっていた」と話す。

緊急電話相談会は、患者支援団体「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」（東京）が、18～20日の午前10時～午後6時にフリーダイヤル（0120・117・554）で相談に応じる。